

水道事業会計予算(案)

令和4年度 羽島市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 24,529 戸 |
| (2) 年 間 総 給 水 量 | 7,272,000 m ³ |
| (3) 1 日 平 均 給 水 量 | 19,923 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 配水管布設、布設替え及び桑原水源地工事 事業費 750,439千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款水道事業収益	838,512 千円
第1項 営業収益	745,523 千円
第2項 営業外収益	92,989 千円
支	出
第1款水道事業費用	688,546 千円
第1項 営業費用	677,407 千円
第2項 営業外費用	8,139 千円
第3項 予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額653,290千円は過年度分損益勘定留保資金264,198千円、当年度分損益勘定留保資金123,632千円、当年度消費税資本的収支調整額61,967千円及び建設改良積立金203,493千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款	資本的収入	165,964 千円
第1項	企業債	100,000 千円
第2項	負担金	65,964 千円
支		出
第1款	資本的支出	819,254 千円
第1項	建設改良費	750,439 千円
第2項	企業債償還金	68,702 千円
第3項	負担金還付金	113 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水源地施設更新工事費	千円 100,000	証書借入 又は証券発行	2.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、利 率見直しを行った後におい ては、当該利率見直し後の 利率)	借入先の融資条件による。ただし 企業財政その他の都合により繰上 償還又は低利に借り換えることが できる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 105,905 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,669千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。